

令和8年度
岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業
推進補助金募集案内

令和8年4月
岸和田市

1 趣旨・目的

本市は、岸和田商工会議所と連携し、市内丸ごとを大きなラボ(実験室)と捉え、岸和田市内において実証事業を行いやすい環境を整え、岸和田発の革新的な技術やサービスの開発による新ビジネスの創出を推進することで、市内産業の更なる活性化や市民生活の向上を目指しています。

令和2年度以降、実証事業のニーズに適したフィールドの紹介・調整や事業のPRなどを通じて、実証事業を希望する事業者等を支援しており、令和7年度末時点で計6件の実証事業が本市で実施されました(市内橋梁を活用したドローン飛行実証、港湾緑地における空間活用及び適正管理のための実証、AI技術を活用した遊休農地検出実証、入札業務のDX化に向けた入札仕様書データベース活用実証、新型ボート型ドローンの航行実証)。

本市での実証事業を希望する事業者等をより一層支援するため、実証フィールドの紹介・調整等の支援に加え、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金(以下「本補助金」という。)により、実証事業に要する経費に対し一部補助を行うこととし、本補助金による支援の対象となる独自技術やアイデアを活用した実証事業を広く募集します。支援対象として採択した実証事業については、予算の定めるところにより、実証事業に要する経費の一部を補助します。また、希望する事業者等には、実証フィールドの紹介・調整、PRの協力をはじめ必要な支援を行います。スタートアップ、中堅・中小企業から大企業まで、本市において実証事業を希望される方は是非ご応募ください。

2 募集事業の内容

(1)実証テーマ

以下のいずれかに該当する実証事業を募集します。

- ① 岸和田発の新しいビジネスやイノベーションの創出に資する先進的な取組^{※1}
- ② 本市の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する先進的な取組
(本市が抱える行政課題の解決や業務改善等に資する取組も含む)
- ③ 本市における産業振興に資する先進的な取組

※1 対象分野の例

- IOT、ロボットテクノロジー
- 自動運転
- ドローン
- AI(人工知能)
- ヘルスケア
- オープンデータ、ビッグデータ
- XR(クロスリアリティ)
- 5G
- 次世代エネルギー
- カーボンニュートラル など

また、上記を踏まえた実証テーマの一例を次のとおり示します。

- ・ 放置竹林の課題解決に向けた、竹の有効活用や適正管理などに資する取組
- ・ 市役所庁舎等の公共施設における次世代エネルギー活用推進に関する取組
- ・ AI、ビッグデータ、5Gを活用した防災、減災に資する取組
- ・ 水中ドローンによる、ため池の維持管理作業の向上・改善に資する取組
- ・ XR等を活用した緑地の賑わい創出による地域活性化に資する取組

- ・海洋ゴミ回収の効率化に向けた調査手法や回収手法の開発、マイクロプラスチックの発生を抑制する新素材開発に関する取組

(2)補助金交付対象事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を補助金交付対象事業とします。

- ① 補助金申請と同年度に岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業にエントリーし、支援対象として認定された事業であって、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業応募事業者評価委員会による評価の合計得点が8割以上であること
- ② 「(1)実証テーマ」のいずれかに該当し、事業効果が期待できる具体的な事業計画を有していること
- ③ 岸和田市内で実施されること
- ④ 本補助金の交付決定後に着手し、令和9年2月末日までに完了（実施、評価等が完了）すること
- ⑤ 新製品や新サービス等の商品化・事業化に向けた実証事業であること。（すでに商品化されている商品やサービスを活用した事業ではないこと。ただし、既に商品化されているものであっても、改良要素がある場合は補助対象となります。）

3 補助金交付の概要

(1)補助金交付対象者数

3者程度

※予算の範囲内において補助金交付対象者を決定するため、交付対象者数が変わることがあります。

(2)補助金上限額及び補助率

- ① 補助金上限額 100万円
- ② 補助率 補助対象経費の2分の1以内

(3)補助対象経費

下記の要件を全て満たす経費を補助対象経費とします。また、補助金の額の算定にあたり、その合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- ① 補助対象事業として本市が交付決定した事業（以下「補助事業」という。）に直接必要とする経費として明確に区分できる経費
- ② 補助金交付決定日以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費
- ③ 次に掲げるいずれかの経費

経費区分	細目	補助対象経費の内容
実証実験費	設備等導入費	原材料費、機械装置・工具器具・ソフトウェア等の購入経費（製造、改良、据付、借用に要する経費を含む）、レンタル費及びリース費
	施設等利用費	施設・土地等の賃料及び利用費
	試作品設計	試作品及びサービスプロトタイプにかかる設計及び製作費

	製作費	
	調査分析費	実証事業の効果検証業務に必要な費用、市場調査費
	委託外注費	実証事業にかかる必要な業務のうち、自社では実施困難又は効率性等の観点から委託外注する必要性が認められる費用
	産業財産権関係費	実証事業の対象となる製品・技術等の出願に要する経費（出願料、審査請求料、弁理士費用等）又は特許等（登録又は出願し、存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受ける場合の経費

【留意点】

○以下のものは補助の対象外となります。

- ・人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、消費税その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。
- ・交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。
- ・補助事業完了日後に支払いを行ったもの。

○他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合

補助事業の実施に関して他の公的機関等から補助金等の交付を受けている等、補助事業によって収入が生じている場合は、その額に補助事業の総事業費のうち、補助対象経費の割合を乗じた金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を補助対象経費から除くものとします。

(4)補助事業実施期間 交付決定日から令和9年2月末日まで

(5)補助金交付対象者

下記の要件をすべて満たす、単体の事業者（法人税法上の収益事業を行っている法人、個人事業者）又は複数の事業者により構成される共同体を代表する者を募集対象者としてします。なお、岸和田市内に事業拠点を有するか否かは要件としません。

- ① 提案する実証事業を自ら実施できること
- ② 市税を滞納していないこと（岸和田市内に事業所を持たない事業者を除く）
- ③ 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

【複数の事業者により構成される共同体を代表する者による応募の場合】

構成員すべてが、上記②及び③に掲げる要件をすべて満たしているものとします。上記①に掲げる条件については、共同体のうちいずれか1つの事業者（共同体を代表する者を想定）が要件を満たしているものとします。

(6)その他

○本市の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助金交付対象者として決定された場合であっても補助金交付申請額の満額の交付とならない場合があります（予算の残額が補助金上限額に満たない場合等。）。

○当補助金は、補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した補助事業実績報告書をご提出いただき、本市においてその内容を検査の上、補助金を交付します。

○補助金交付先口座については、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関

で、国内に所在する支店)の預金口座のみとなりますので、ご注意ください。
 ○詳細は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱を確認してください。

4 応募方法等

本補助金は岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業にエントリーし、評価の合計得点が8割以上であることが交付の要件となります。岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業実施要領及び規約の内容を確認のうえ、エントリーしてください。補助金の交付申請は岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業認定通知書による通知後に行っていただきます。

○岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリー方法

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシートを魅力創造推進チーム（事務局：岸和田市産業政策課）へ電子メールにより提出してください。メール件名には「岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシート」と記載してください。また、メール送信後に必ず電話で岸和田市産業政策課産業振興担当宛にメール到着の確認をしてください。

産業政策課ホームページ：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jisshou.html>

メールアドレス：sangyo@city.kishiwada.lg.jp

電話番号：072-423-9618

5 実証事業内容の審査方法等

(1) 審査方法

岸和田市と岸和田商工会議所で構成する「魅力創造推進チーム」において、書類審査を行います。なお、審査は非公開とします。

(2) 評価項目等

・評価項目及び配点は下記のとおりです。

【評価基準】

評価基準（評価項目及び評価の視点）			配点
◆全体審査			
a	● 本事業の目的や内容を理解した提案を実施しているか。	(10・8・6・4・2)	20
b	● 事業実施に対する体制は整っているか。	(10・8・6・4・2)	
◆提案に対する審査			
c	事業全体の実現性・妥当性・事業化実現可能性		80
1	● 実施スケジュールに実現性があるか。	(5・4・3・2・1)	
2	● 実施事業に実現性があるか。	(10・8・6・4・2)	

3	● 実績から裏付ける提案内容となっているか。	(10・8・6・4・2)
4	● 事業化が実現し得る提案内容となっているか。	(10・8・6・4・2)
d	市ができる協力と提案者の希望との整合性	
1	● 市が協力することで効果的な実証となるか	(10・8・6・4・2)
2	● 市・地域が抱える課題解決に寄与するか ● 市民・事業者に対するサービス向上等に寄与するか	(10・8・6・4・2)
e	● 新規性（類似の取組の有無）	(20・16・12・8・4)
f	● 本事業による事業拡大が見込まれるか。（市内に事業所がある応募事業者の場合） ● 本市への企業進出（営業所設置を含む。）の可能性を感じられるか。（市内に事業所がない応募事業者の場合）	(5・4・3・2・1)
合計		100

(3) 審査結果

審査の結果は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業認定通知書により通知します。合計得点が8割以上の者を補助金交付対象者とします。補助金交付対象者とならなかった者であって合計得点が6割以上の者については実証事業実施要領に記載の支援メニューの内容について支援を行います。

個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

採択された事業は、企業名、計画名称・概要等を市ホームページ上で公表します。

6 実証事業認定後の手続き等

補助金交付対象者を含む実証事業の支援対象として認定した者に対し、個別に連絡のうえ手続の説明及び事業者が希望する支援内容についてのヒアリングを実施します。

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付対象者には岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書類を提出していただきます。

(2) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する岸和田市の会計年度の終了後5年間保存し、本市の求めがあった場合には速やかに提出してください。

(3) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上）を市長の事前承認を得ることなく処分等（補助金交付の目的に反する使用や売却、廃棄、譲渡、交換、貸付、担保に供することはできません。財産の処分等を行った場合には補助金の返還が必要となる場合があります。

(4) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは岸和田市による判断となりますので、必ず事前にご相談ください。）

(5) 事業報告

実証事業の事業報告：事業完了後30日以内に事業報告書を提出してください。

補助金の実績報告：事業完了後30日以内または令和9年2月26日（金曜日）までに岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金実績報告書を提出してください。

(6) 成果等の発表

実証事業実施中もしくは事業終了後、岸和田市が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供をお願いする場合があります。

7 補助金以外の支援内容

① 市内公共施設・市有地などの実証フィールドの調整・提供（※）

【実証フィールド例】

岸和田城、木材コンビナート貯木場、南海浪切ホール、圃場整備農地、丘陵緑地、港湾施設用地、岸和田競輪場 等

② 岸和田市の担当部署の紹介等（行政課題の提供等）

③ 本市が包括連携協定を締結した事業者や大学等の紹介・マッチング（※）

【本市の包括連携協定締結先】

和歌山大学、桃山学院大学、関西大学、日本生命保険相互会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、市内郵便局、大塚製薬株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、リマテックホールディングス株式会社、白浜町、株式会社アワーズ、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、第一生命保険株式会社、一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーション、イオン株式会社、エックスモバイル株式会社、岸和田マネージメント合同会社及びJ L L リテールマネジメント株式会社、かねひさ株式会社、岸和田商工会議所、公益財団法人日本自転車競技連盟、株式会社奥保険事務所、株式会社チェンジホールディングス・株式会

社otta、スギホールディングス株式会社

- ④ 実証事業実施に必要な市内民間事業者等の紹介・マッチング
- ⑤ 実証事業のPR支援
- ⑥ その他必要と認める支援

※実証フィールドの提供等について、市と協定を締結していただきます。実証フィールドの使用にあたっては施設管理者と十分に協議を行い、事故やトラブルが発生しないようご注意ください。

※実証フィールドの調整、本市協定締結先や市内民間事業者との調整は、別途個別に行うため、調整の内容によっては提供できない場合があります。

● 注意事項など

- ・実証事業期間中、必要に応じて保険に加入してください。実証事業により事故や施設の損傷などのトラブルが発生した場合、事業者の責任で補償をしていただく必要があります。
- ・実証事業の成果について、市ホームページ等での公開や周知にご協力ください。
- ・必ず応募者自らが創作した実証テーマでご応募をお願いします。
- ・ご応募頂いた実証テーマの知的所有権は応募者に帰属します。
- ・応募の際にご記入いただく個人情報は、審査結果等のご連絡のため必須項目とさせていただきます。
- ・応募の際にご記入いただいた内容は、審査員、協力機関、連携企業に情報共有されます。その他の第三者に情報提供することはありません。
- ・応募内容について、特許事項、ノウハウや営業上の秘密事項などについては、法的保護を実施された上で応募してください。岸和田市による法的保護はありません。
- ・本事業への参加に要する経費は応募者の負担とします。
- ・注意事項等に違反する事項があった場合、及び各種法令等に抵触する課題が解決できない場合は、補助対象事業者及び支援対象者の決定を取り消す場合があります。
- ・審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。予めご了承ください。

8 問い合わせ先

担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）

岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 産業振興担当

電話番号 072-423-9618 FAX番号072-423-6925

E-Mail sangyo@city.kishiwada.lg.jp

※E-Mail送信の際は必ず件名に『岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業』と記載してください。

【事業の流れ】

